

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、様々なステークホルダーからの信頼に応え、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。また公正かつ透明性の高い経営の実現も併せて目指し、意思決定の迅速化、チェック機能の強化を図り、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

なお、当社は2016年5月13日開催の取締役会において、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、当社ホームページに開示しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

(補充原則1-2-4) 議決権行使の電子行使の環境づくり、招集通知の英訳

議決権電子行使プラットフォームの導入及び株主総会招集通知の英訳については、費用対効果及び機関投資家、海外投資家の比率等を踏まえて検討する方針としております。

(補充原則2-5-1) 経営陣から独立した内部通報窓口の設置

当社は当社グループの内部通報制度を整備し、その整備・運用状況を取締役会で定期的に監督しています。経営陣から独立した外部の内部通報窓口の設置も含め、当社グループにおける適切な内部通報制度の実現を目指してまいります。

(補充原則4-1-3) 最高経営責任者の後継者計画に対する監督

当社は、経営理念に基づき将来の発展を見据えた経営戦略を確実に実現できる、経営陣幹部の育成を最重点課題と認識しており、適正に経営陣幹部を選定できるように、育成方針及び後継者育成プランの策定を検討しております。

(補充原則4-2-1) 中長期的業績と連動する報酬の割合、現金報酬と自社株報酬の割合の適切な設定

当社は、現在の報酬体系が適切であると考えており、業績連動型報酬は、導入しておりません。しかし、取締役の報酬と当社の株主価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、株式報酬制度を導入しております。

(原則4-10)(補充原則4-10-1) 独立社外取締役の適正な関与・助言、任意の諮問委員会を設置など

当社は監査役設置会社であり、現状では独立社外取締役は取締役会の過半数に達しておりません。また、経営陣幹部や取締役の指名・報酬などに係る、独立社外取締役を主体とする任意の諮問委員会等も取締役会の下に設置しておりませんが、独立社外取締役2名、社外監査役3名(内、独立社外監査役1名)から積極的な意見を聴取することにより、公正かつ透明性の高い適切な手続きを実施していると判断しております。

(補充原則4-11-3) 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

当社は、取締役会全体の実効性についての評価はしていませんが、今後、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを検討します。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4) いわゆる政策保有株式

政策保有株式については、取引関係の維持・強化などを通じ、総合的に当社グループの企業価値向上に資すると判断した場合に保有します。

主要な政策保有株式について、毎年、取締役会で中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、保有のねらい、合理性を確認します。

政策保有株式の議決権行使については、当該企業との関係性及び当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上につながるか、あるいは株主価値の毀損、業績悪化、株価の低迷、議案に賛成することに疑義がないか等総合的に判断して議案への賛否を決定しております。

(原則1-7) 関連当事者間の取引

当社は、当社役員及び役員が実質的に支配する法人との間で競業取引及び利益相反取引を行うに当たっては、必ず取締役会の承認を得ることとします。また、当該取引を行った場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示いたします。

当社は、主要株主との取引に当たっては、取引条件が一般の取引条件と同様であることが明確な場合を除き、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することがないよう、法令に従い取締役会の承認を得て行います。

(原則3-1) 情報開示の充実

当社の経営理念や経営戦略(中期経営計画)については、当社ホームページ、有価証券報告書、決算短信等で開示しています。また、コーポレートガバナンス基本方針についても策定し、当社ホームページにて公表しております。

当社グループは、様々なステークホルダーからの信頼に応え、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。また、公正かつ透明性の高い経営の実現も併せて目指し、意思決定の迅速化、チェック機能の強化を図り、コーポレートガバナンスの充実に努めております。

当社は、経営陣幹部を含む取締役の報酬額を定時株主総会でその報酬年額として決議しており、取締役に対して、職責・役位及び経営への貢献度を勘案した定額報酬及び年度業績に対応した賞与並びに中長期の企業価値向上への貢献意識を高めることを目的とした株式報酬を支払っています。なお、社外取締役については、定額報酬のみとしています。代表取締役と担当役員が原案を作成し、社外取締役の意見も聴取し、報酬を決定しています。

経営陣幹部の選任や取締役・監査役の候補指名等に関しては、代表取締役が中心になり、法律上の適格性に加え、知見や業務経験等を考慮して候補者をリストアップし、取締役会で決定しています。

取締役及び監査役候補者個々の選任・指名についての説明は、平成28年12月の定時株主総会の招集通知から記載しております。

#### (補充原則4 - 1 - 1)取締役会の役割・責務(1)

取締役会は、法令、定款で定められた事項のほか、取締役会規則に定める重要事項の決定を行います。その他の事項の意思決定は、取締役会が定めた組織規程、業務分掌及び職務権限に関する規程に従い権限を委譲しております。

#### (原則4 - 8) 独立社外取締役の有効な活用

社外取締役については、特に、企業経営、リスク管理、法令遵守、財務会計等のいずれかの分野の高い知見を有する者を複数選任し、取締役会において独立かつ客観的な立場からの意見や豊富な経験に基づいた助言を述べることで、経営のさらなる監督体制を確保しております。

#### (原則4 - 9) 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所の独立性基準を基に、当社独自の「社外役員独立性基準」を定め、この独立性基準を満たす者を候補者として選定いたします。

#### (補充原則4 - 11 - 1) 取締役会全体の多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任方針

当社取締役会は、常務以下10名が販売事業3名、冷蔵事業4名、管理部門1名、社外取締役2名から構成されており、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模は充実していると判断しております。取締役の選任に関しては、代表取締役と担当役員が、法律上の適格性に加え、知見や業務経験等を考慮し協議したうえで候補者をリストアップし、取締役会で決定しております。

#### (補充原則4 - 11 - 2) 取締役及び監査役の兼任状況

取締役・監査役が、当社以外の役員等を兼任する場合、取締役・監査役としての善管注意義務及び忠実義務を履行可能な範囲に限るものとします。また、重要な兼任の状況については、毎年、株主総会招集通知、有価証券報告書にて開示しております。

#### (補充原則4 - 11 - 3) 取締役会の実効性分析・評価

当社は、取締役会全体の実効性についての評価はしていませんが、今後、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することを検討します。

#### (補充原則4 - 14 - 2) 取締役・監査役のトレーニング方針

当社は、新任の取締役に対して、就任の際に求められる法令、経営戦略、財務に関する必要な情報・知識を習得する機会を提供し、その役割と責務を果たすために必要な研修を継続的に実施いたします。新任の監査役・社外取締役については、当社グループの事業概要の説明、現地視察を実施し、当社グループの事業内容の理解を深める機会を提供しております。

#### (原則5 - 1) 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話を通じ、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう努めます。IR専任部所として広報IR部を設置し、株主との対話には、合理的な範囲で経営陣幹部、取締役が臨みます。定期的(年2回)に決算説明会を実施し、投資家説明会、施設見学会、取材等へ積極的に対応いたします。また、IR部所担当役員による関係部所の連携強化により、実質的株主構造の把握に努め、インサイダー(内部者)取引防止に関する規程を整備し、適切な運用に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社	2,205,720	4.12
株式会社横浜銀行	2,176,955	4.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,102,100	3.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,557,300	2.91
農林中央金庫	1,473,419	2.75
株式会社八丁幸	1,411,870	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,177,700	2.20
株式会社松岡	1,127,000	2.10
横浜冷凍従業員持株会	1,077,540	2.01
株式会社サカタのタネ	1,022,000	1.91

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期	9月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
加瀬 兼司	公認会計士													
酒井 基次	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加瀬 兼司			公認会計士としての専門的な知識及び経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営者全般に有用な意見をいただけるものと判断し、独立役員である社外取締役として選任しています。
酒井 基次		全国農業協同組合連合会の出身者であります。	全国農業協同組合連合会における要職を歴任したことによる豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に有用な意見をいただけるものと判断し、独立役員である社外取締役として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査業務を行う公認会計士と監査計画、監査結果について定期的に情報交換や意見交換を行うほか、会計士監査の一部に立会い相互連携しており、四半期決算時には会計監査法人からレビュー報告を受け、重要事項の確認を行っています。

また、当社は業務執行から独立した専任部署である内部監査室が、内部監査を担当しています。監査役は、随時、内部監査室と監査計画、監査実施結果等の情報交換を行い、相互に連携を密に保ちながら効率的かつ実効性の高い監査を実施するよう努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
阿部 博康	他の会社の出身者													
棚橋 栄蔵	弁護士													
西元 徹也	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部 博康		農林中央金庫の出身者であります。	経歴、見識及び当社取締役への独立性から、適任として選任しています。
棚橋 栄蔵			弁護士としての専門的な知識及び経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、選任しています。 なお、同氏は「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立役員の条件を満たし、かつ一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員として指定しています。

西元 徹也		防衛庁統合幕僚会議議長、防衛庁防衛大臣補佐官の要職を歴任しており、豊富な危機管理に関する経験及び知識を当社の監査体制に反映していただけると判断し、選任しております。
-------	--	--

## 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: #f96;">更新</span>	3名
--	----

### その他独立役員に関する事項

独立役員として社外取締役である加瀬兼司氏と酒井基次氏の2名が第70期定時株主総会において選任されております。加瀬兼司氏は公認会計士として企業会計に精通しており、当社経営に対する監督機能及びチェック機能を期待し、経営の観点から豊富な経験と知識に基づいた助言を頂けると判断しております。また酒井基次氏は、他社コンプライアンス部門における幅広い経験を有しており、企業統治において果たす役割を十分に発揮して頂けると判断しております。

独立役員である当社社外監査役の棚橋栄蔵氏は、弁護士として法律に関する専門的見識に基づき、中立かつ客観的な観点から当社の業務執行に対する監査・発言を行っており、13回開催の第70期(平成28年10月～平成29年9月)当社取締役会に12回出席しています。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

### 該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、業績の向上達成意欲と株式価値の増大への貢献意識を高めるため、株式報酬制度の導入を平成26年12月19日の定時株主総会において決議し、平成27年3月2日より制度を開始しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

### 該当項目に関する補足説明 更新

第70期(平成29年9月期)の有価証券報告書に記載いたしました取締役報酬については、以下の通りです。

#### 支給対象

12名(社外取締役除く) 支給総額 151百万円(基本報酬:116百万円 賞与:35百万円)

社外取締役2名 支給総額 12百万円(基本報酬:12百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、経営陣幹部を含む取締役の報酬額を定時株主総会でその報酬年額として決議しており、取締役に対して、職責・役位及び経営への貢献度を勘案した定額報酬及び年度業績に対応した賞与並びに中長期の企業価値向上への貢献意識を高めることを目的とした株式報酬を支払います。なお、社外取締役については、定額報酬のみとしています。代表取締役と担当役員が原案を作成し、社外取締役の意見も聴取し、報酬を決定しています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務部から、取締役会の議案及び関係資料等の事前提出及び必要な情報伝達等を行っています。また、監査役の職務の補助を行う使用人を配置しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

#### 1. 取締役会

取締役会は、取締役12名(内、加瀬兼司氏と酒井基次氏の2名は社外取締役で独立役員)で構成され経営の意思決定機関として経営に関する重要事項及び業務の執行等を決定するほか、取締役相互の経営監視とコンプライアンスの徹底に努めています。取締役会は、原則毎月1回開催しています。また、取締役会には必要に応じ執行役員を出席させ意見を聴取するなど、迅速かつ的確な意思決定が図れるよう、活力ある運営に努めています。

#### 2. 経営会議

経営会議は、代表取締役社長、常務取締役、子会社の代表取締役等で構成され、取締役会に付議する事項等の審議、重要な業務執行の経過事項、子会社の経営状況等の報告を行っています。経営会議は、原則として月2回開催しています。

#### 3. 監査役、監査役会

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は4名のうち3名が社外監査役(非常勤監査役2名を含む)で構成されています。社外監査役3名は、「当該社外監査役を選任している理由」に記載のとおり、財務・会計・法務、危機管理等の幅広い経験と知見を有し、また経営陣に対しても独立性を確保しており、内1名(棚橋栄蔵)は独立役員に指定しています。監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、各事業所の往査を行うとともに、取締役会への出席を通じて、取締役の職務執行を監査しています。監査役と内部監査室及び会計監査人とは監査実施結果等の情報交換を行い、相互に連携を密に保ち、効率的かつ実効性の高い監査を実施するよう努めています。

#### 4. 会計監査の状況

当社の会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立・公正な立場から監査を受けています。当社の業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員業務執行社員 大中康行(継続監査年数4年)、指定有限責任社員業務執行社員 大竹貴也(継続監査年数2年)の2名であり、監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他14名であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しております。監査役4名のうち、3名(そのうち1名は独立役員)が社外監査役であり、監査役の職務を遂行するうえで必要な知識と実務経験を有しております。また、取締役12名のうち2名を社外取締役とすることで、経営に多様な視点を取り入れ、取締役相互における経営監視機能の強化を図っています。

以上により、適正な企業経営を確保できると判断し、現在の体制を選択しています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の早期発送を実施(第70期は総会開催日の21日前発送)
集中日を回避した株主総会の設定	他の会社の株主総会開催日を勘案し、集中回避に努めています。
その他	当社ホームページに招集通知の掲載を行っています。 平成22年度からは、議決権行使結果について、賛否の票数も含めて当社ホームページに掲載しています。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページに、情報開示方針(ディスクロージャー・ポリシー)を掲載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び期末の決算時に合わせ、決算説明会を年2回実施しています。 また、中期経営計画策定時には、決算説明会と同時にその内容を説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページのURL <a href="http://www.yokorei.co.jp/investors/">http://www.yokorei.co.jp/investors/</a> ・経営方針(トップマネジメントメッセージ・新中期経営計画) ・個人投資家の皆様へ(ヨコレイに関しての分かりやすい説明・配当・株主還元の方針) ・機関投資家の皆様へ(インベスターズガイド) ・財務ハイライト ・IRライブラリー(決算短信・Financial Results・事業レポート・有価証券報告書・決算説明会資料) ・IRカレンダー(イベント情報) ・株主情報(株価情報・格付情報他) ・その他、決算説明会動画配信などさまざまな情報を開示しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	・担当部署: 広報IR部にIR担当者を配置 ・担当役員: 取締役 管理本部副本部長	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	横浜冷凍コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアルで、ヨコレイグループの行動指針を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・昭和48年より継続して、当期利益の1%の寄付枠を設け社会福祉等への寄付を実施しています。 ・冷蔵倉庫に使用する冷媒の脱フロン化を進めています。 ・排出するCO2の削減策として太陽光発電システムやハイブリッドカーを導入しています。 ・全国の冷蔵倉庫事業所において、「グリーン経営認証」を取得しています。 ・新ヨコレイ品質マネジメントシステムにより、食の安全安心に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家等のステークホルダーの皆さまに対し、当社に関する重要な情報をタイムリー、公平かつ適正に開示することを基本方針としています。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル(行動規範)を定め、役員及び従業員の行動や判断、評価についての基準となるべき原則を示し、全役員及び全従業員に周知徹底しています。
  - (2) コンプライアンス管理規程に基づき、管理本部がコンプライアンスに関する事項を一元管理し、コンプライアンス体制の構築と推進及び管理を実践しています。
  - (3) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」を当社の総務部・人事部に設置し未然防止に努めています。また、情報提供者に対しては内部通報処理規程に基づき不利益な扱いを行わない等の保護をしています。
  - (4) 代表取締役社長直属の内部監査室を設けて、コンプライアンスの遵守状況を含めた内部監査を年間計画に基づいて計画的に実施しています。
  - (5) 会社の重要な業務執行に関する事項は、月1回の定例取締役会及び臨時取締役会で決定しています。また、取締役会は、取締役の業務執行状況を監督しています。
  - (6) 監査役は取締役会で必要に応じ意見を述べ、また、取締役の職務執行状況に対し必要に応じて改善を助言しています。
  - (7) 反社会的勢力とは一切の関係をもち、介入等に対しては組織全体として断固とした姿勢で対応しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者に取締役管理本部長を任命しています。
  - (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「取締役の職務執行に関する文書管理規程」に定め、これにより文書または電磁的媒体に記録し保存・管理しています。
  - (3) 取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧することができます。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理活動における基本目的と行動指針を定めたリスク管理基本方針を全役員及び全従業員に周知徹底しています。
  - (2) 取締役会で、リスク管理規程を制定し、重点管理リスクのリスク種類ごとの管理部署及び緊急時の対応等を定めています。
  - (3) 管理本部は、全社的なリスク管理体制の構築と運用を行ない、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しています。
  - (4) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況の有効性及び適切性について監査を行っています。
4. 財務報告の適正性を確保するための体制
  - (1) 当社グループの財務報告の適正性を確保するために、「内部統制規程」「内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」に基づき、内部統制の整備・運用を行ない有効性の評価を行っています。
  - (2) 内部統制委員会の構築・運用チームが中心となり、当社グループの財務報告の適正性を確保するために必要な体制の整備・運用を図っています。
5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役が効率的に職務を執行するために、業務分掌および職務権限に関する規程に基づき職務権限と担当業務を明確にしています。
  - (2) 毎月開催される取締役会で、業績・業務執行のレビューを行い経営目標の達成状況及び課題等を把握することで、効率的な業務遂行を図っています。
  - (3) 経営目標に関する重要な意思決定、重大な影響を及ぼす事項は、意思決定の迅速化・効率化を図るため、経営会議で十分協議・検討した上で取締役会に付議を行います。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制
    1. 子会社の経営内容を的確に把握するために、当社が定める関係会社管理規程及び同規程に基づく子会社運営細則により、当社に事前協議・報告する事項を定め適切に管理しています。
    2. 当社の定例取締役会または経営会議で、子会社の代表取締役から業務執行・財務状況・その他重要な情報について定期的に報告を受けています。
  - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    1. 当社のリスク管理規程に基づき各子会社は、リスク管理責任者を設置しリスク発生防止、発見等に努めています。
    2. 各子会社は、損失の危険を把握した場合には速やかに当社のリスク管理委員会に報告することを定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理するリスク管理体制を構築しています。
  - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    1. 当社は子会社の事業特性や規模等を考慮し、適正かつ効率的な運営を行うために、当社グループの年度計画及び中期経営計画を策定しています。
    2. 子会社の管理責任者である当社の取締役管理本部長は、子会社の代表取締役等から事業活動に関する重要な意思決定及び重大な影響を及ぼす事項の報告を適時受け、その内容を検討し、必要があるときは助言を行い当社の取締役会に報告します。
  - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    1. 子会社運営細則に基づき各子会社は、当社のコンプライアンス基本方針及びコンプライアンスマニュアル(行動規範)を全役員及び全従業員に周知徹底しています。
    2. 当社のコンプライアンス管理規程に基づき各子会社は、コンプライアンス担当責任者を設置しコンプライアンスの推進及び教育指導等を実践しています。
    3. 当社の内部監査室が、コンプライアンス遵守状況を含めた子会社の監査を定期的実施しています。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査役会から、監査役の職務を補助する使用人を要請された場合には、監査役会と協議して設置します。
  - (2) 取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事考課及び人事異動は監査役と協議して行います。また、監査役の指示の実効性を確保するため、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けません。

#### 8. 当社の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社監査役の要請に応じて、会社の事業状況及び内部統制システムの整備・運用状況の報告を行います。
- (2) 当社の内部監査室長は内部監査室が行った監査結果について、また、当社の総務部長は「ヨコレイグループ内部通報・相談窓口」の通報・相談状況について、当社の監査役に報告を行います。
- (3) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、重大なコンプライアンス違反及び不正行為の事実を知ったときには、速やかに当社の監査役に報告を行います。
- (4) 当社及び子会社は、当社の監査役への報告を行った者に対してこれを理由とする不利益な取り扱いを行うことを禁止し、当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底しています。

#### 9. 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした時は、必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- (2) 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等について毎期予算を設けています。

#### 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長等で構成される経営会議のメンバーとの定期的な会合を持ち、意見交換及び意思の疎通を図ります。
- (2) 会計監査人と定例ミーティングを実施し情報交換を行っています。
- (3) 内部監査室と連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- (1) 当社は、コンプライアンス基本方針に「反社会的勢力の介入等に対し、これからも断固とした姿勢で対応する。」と定め、これら勢力に対しては弁護士、警察等の外部機関と連携し組織的に対応するものとします。
- (2) 当社は、企業防衛対策協議会に加盟しており、その他の所轄警察署及び株主名簿管理人等から、反社会的勢力の情報収集と動向把握に努めています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】

